

## 弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

弥富市国民健康保険税条例（昭和30年弥富町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万を超える者に限る。）をいう、以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計額（以下この条において、「給与所得者等の数」と言う。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「によるものとする。）」を「によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とに改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 協議事項 1 - 2

### 国民健康保険制度の改正内容

#### 1 保険基盤安定制度の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し(給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等)に伴い、国民健康保険税の負担水準が意図せざる影響等を受けないようにするため、また、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる世帯は、今回の個人所得課税の見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることからその影響を遮断するため、軽減判定基準の見直しを行います。

#### 〔低所得者の世帯に対する軽減〕

以下に該当する世帯は、均等割と平等割がそれぞれの割合で減額されます。

区 分	基準となる判定所得金額	
均等割と平等割 の7割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が <u>33万円</u>
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が <u>43万円</u> + 10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)
均等割と平等割 の5割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が <u>33万円</u> + 28.5万円 × (被保険者数(※2))
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が <u>43万円</u> + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 28.5万円 × 被保険者数
均等割と平等割 の2割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が <u>33万円</u> + 52万円 × (被保険者数)
	改正後	世帯主と被保険者の軽減判定所得が <u>43万円</u> + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + 52万円 × 被保険者数

#### ※1 給与所得者等の数

一定の給与所得者(給与収入55万以上)と公的年金等に係る所得を有する者(公的年金等の収入金額60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上)) 公的年金等に係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円となるよう読み替え。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれない。

#### ※2 被保険者数

同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療になった者を含む。

## 令和3年度 国民健康保険特別会計概算要求のあらまし

歳	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
入	1	国民健康保険税	924,465	871,525	△ 52,940	94.27
	2	国庫支出金	1	1	0	100.00
	4	県支出金	2,784,082	2,694,440	△ 89,642	96.78
	5	財産収入	14	96	82	685.71
	6	繰入金	277,272	332,862	55,590	120.05
	7	繰越金	1	1	0	100.00
	8	諸収入	25,604	25,604	0	100.00
	9	市町村債	1	1	0	100.00
		歳入予算総額		4,011,440	3,924,530	△ 86,910

歳	款	名称	前年度当初予算	本年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
出	1	総務費	33,209	25,301	△ 7,908	76.19
	2	保険給付費	2,746,261	2,654,839	△ 91,422	96.67
	3	国民健康保険事業費納付金	1,167,244	1,194,278	27,034	102.32
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	43,866	44,338	472	101.08
	6	基金積立金	14	96	82	685.71
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,212	5,172	△ 40	99.23
	9	予備費	15,632	504	△ 15,128	3.22
	歳出予算総額		4,011,440	3,924,530	△ 86,910	97.83

# 令和3年度 国民健康保険特別会計歳出の主なあらまし

## 2款 保険給付費 1項 療養諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費支給事務	2,292,000	疾病・負傷に対して保険医療機関等で、診療・薬剤又は治療の材料の支給・処置・手術・その他の治療を受けたときの自己負担分を除いた額を支給する。
3 一般被保険療養費	一般被保険者療養費支給事務	31,271	療養の給付を行うことが困難であると保険者が認めたとき、緊急その他やむを得ない理由で保険医療機関以外で診療を受けたとき、医師の同意を得て、あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき又は医師が必要と認めた治療用補装具を装着したとき(コルセット等)の自己負担分を除いた額を支給する。
5 審査支払手数料	審査手数料支払事務	8,400	愛知県国民健康保険団体連合会(診療報酬審査委員会)へ委託をし、診療報酬請求内容を審査してもらうための手数料。

## 2款 保険給付費 2項 高額療養費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費支給事務	304,486	療養の給付についての一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合等にその超える額の全額を支給する。一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定される。

## 2款 保険給付費 4項 出産育児諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 出産育児一時金	出産育児一時金支給事務	14,700	被保険者が分娩したとき当該世帯主に支給する。支給額42万円(1人の出産につき)

## 3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分支払事務	805,284	県が保険給付費の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に納付金を割当てられた額を県に支払う。

## 3款 国民健康保険事業費納付金 2項 後期高齢者支援金等分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	273,964	県が後期高齢者支援金等(後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金)の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

## 3款 国民健康保険事業費納付金 3項 介護納付金分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 介護納付金分	介護納付金分支払事務	114,396	県が介護納付金の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準(40から64歳の被保険者)に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

## 5款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	38,474	40歳から74歳までの被保険者に対して内臓脂肪症候群及びその予備軍を特定するために健診事業を委託する。平成30年度から全対象被保険者の自己負担額を無料にし受診率の向上を図る。  健診内容 問診、身体測定、理学的検査、血圧検査、尿検査、血液検査、心電図、医師の判断による追加項目として眼底検査

## 令和2年度 国民健康保険事業報告

1. 受付業務 取得（加入）者数 1, 304人  
喪失者数1, 361人 等（2年12月末現在）
2. 賦課管理 年6回納税通知書の送付、収納管理等
3. 資格管理 保険証に関する資格管理（発行、再交付、短期証、高齢受給者証等）
4. 給付業務 療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金葬祭費等の給付業務（1,835,625,664円）（12月末現在）
5. 健診事業 特定健診に関する事業（27,459,096円）（12月末現在）
6. 広報事業 広報やとみへ国保制度等周知記事の掲載、市ホームページの国保コーナーの更新
7. 保健事業 (1) 医療費通知年6回、医療費差額通知年2回
8. その他事業

## 令和 2 年度 国民健康保険特別会計現状報告表

NO	名称	元年 1 2 月末現在	2 年 1 2 月末現在	対前年度比
1	国民健康保険加入世帯数	5,149 世帯	5,127 世帯	99.57 %
2	国民健康保険加入者数	8,492 人	8,363 人	98.48
3	(内 一般被保険者)	8,490 人	8,363 人	98.50
4	(内 退職被保険者)	2 人	0 人	0.00
5	介護保険 2 号被保険者数	2,697 人	2,713 人	100.59
6	国民健康保険取得 (加入) 者数	1,373 人	1,304 人	94.97
7	国民健康保険喪失者数	1,590 人	1,361 人	85.60
8	国民健康保険税収入	618,283,051 円	663,428,099 円	107.30
9	(内 一般被保険者)	617,414,004 円	663,044,933 円	107.39
10	(内 退職被保険者)	869,047 円	383,166 円	44.09
11	保険給付費 (療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費等)	1,767,869,818 円	1,835,625,664 円	103.83
12	(内 療養給付費)	1,537,691,569 円	1,574,051,388 円	102.36
13	(内 療養費)	22,484,972 円	21,119,485 円	93.93
14	(内 高額療養費)	192,284,786 円	224,450,648 円	116.73
15	特定健診等事業費	29,414,473 円	27,459,096 円	93.35
16	12月末現在歳出総額	2,737,319,233 円	2,640,157,404 円	96.45